

(別記1)

ふくしまグリーン・ツーリズム連携推進事業 業務委託仕様書(案)

1 業務名称

ふくしまグリーン・ツーリズム連携推進事業

2 業務目的

本県のグリーン・ツーリズムの推進に向けては、従来から課題となっていた受け入れ側の高齢化に加え、コロナ禍が契機となり休業や廃業をしている農泊事業者が増加している現状があることから、新規事業者の確保や受入体制の強化に取り組む必要がある。

そんな中、教育旅行やインバウンドの体験型観光としてグリーン・ツーリズムの需要が高まってきていることから、福島県内の先進地において視察研修会を実施し、広域連携や受入体制の強化につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日(金)まで

4 主な業務内容

グリーン・ツーリズム福島県内先進地視察研修会の実施

- (1) 宿泊と農業体験等を組み合わせた研修会を実施すること。
- (2) 宿泊及び体験先は福島県内から選定することとし、行き先については、教育旅行やインバウンド誘客を地域で連携しながら実施している地域とすること。
- (3) 開催時期は最も効果が高い時期とし、1泊2日で2回実施することとし、行程については福島県に協議し、決定すること。
- (4) 広域連携や受入体制の強化につながるよう参加者と視察先を交えた意見交換ができる場を設けること。
- (5) 参加者は各回15名程度とし、農泊事業者やその他関係者等から募集すること。
- (6) 参加者からは行程内で発生する飲食代金分を参加費として徴収すること。
- (7) 参加者へ本研修に対する意見や今後実施してほしい研修内容等に関するアンケートを実施し、集計・分析すること。また、アンケート結果を宿泊・体験等の訪問先に共有すること。
- (8) 研修会に係る企画、調整、交通、宿泊、食事、施設見学、観光コンテンツ等の全行程における手配、宿泊先との調整等、一切の事務連絡業務を行い、飲食代金を除く全ての経費について、本事業費より捻出すること。
- (9) ツアーの様子を記録するための写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は県HPやその他の広報資料等で使用する旨伝え、予め了承を得ること。
- (10) ツアー中の事故へ対応するための旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。また、事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等について、整理し、作成すること。
- (11) 報告書として研修会における記録作成、及び当該モニターツアーを踏まえ、今後の取組の方向性や課題等をまとめること。

5 成果品

本事業において作成した事業報告書を提出すること。

- (1) 提出期限：令和9年2月26日（金）
- (2) 提出部数：紙媒体1部、電子媒体1部とする。
※なお、事業実施後、速やかに実施状況を報告すること。

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届（様式第1）
 - ・統括責任者通知書（様式第2）
 - ・実施工程表（様式任意）
 - ・実施体制図（様式任意）
 - ・その他、業務の確認に必要と認められるもので委託者が指示するもの
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届（様式第3）
 - ・記録写真データ
 - ・事業報告書（事業実施に関する経過、事業成果に対する分析・課題の記載、持続的な取組とするための手立ての記載等）
 - ・その他、成果品として必要と認められるもので委託者が指示するもの

7 総括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 円滑な進捗を図るため、受託者は随時福島県と協議をしながら作業を進めること。
- (4) 成果品一式の著作権及び所有権は正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら福島県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (6) 本業務の遂行に当たり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、予め福島県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。